

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認富山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 9 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月から 47 年 3 月まで

昭和 47 年 3 月に自分の結婚が決まったので、同年 2 月から 3 月頃にかけて父親が A 市役所へ行き、それまで未納だった 7 か月分の国民年金保険料を納付書により一括して納めてくれ、その領収書を自分に見せてくれた。

その領収書は現在持っていないが、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 7 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の父親は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から国民年金に加入し、保険料を全て納付していることから、納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳は、昭和 47 年 3 月 25 日に結婚前の住所である A 市で発行されている上、同市は、申立期間における国民年金保険料の納付方法について、現年度の保険料であれば納付書が交付され、当該納付書に現金を添えて保険料を納付することが可能であったとしており、申立人の主張に不自然さはうかがえない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和59年11月から60年7月までを15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から60年7月まで

私は、昭和59年4月1日にA社（現在は、B社）で新規採用され、同年9月1日に同社C事業所へ異動となった。同年10月から60年7月までの標準報酬月額は、オンライン記録では14万2,000円となっているが、給与明細書を確認すると15万円に見合う厚生年金保険料が控除されている。

申立期間について、給与明細書で確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和59年11月から60年7月までの期間については、申立人が保管するA社C事業所の給与明細書により、申立人が、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額（14万2,000円）を超える給与額の支給を受け、標準報酬月額15万円に見合う厚生年金保険料（7,950円）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、15万円に訂正することが妥当で

ある。

一方、申立期間のうち、昭和 59 年 10 月については、オンライン記録の標準報酬月額と、給与明細書で確認できる給与の総支給額に見合う標準報酬月額が一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人に係る申立期間のうち、昭和 59 年 11 月から 60 年 7 月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社 C 事業所が加入していた厚生年金基金の加入台帳においても、申立人の標準報酬月額が 14 万 2,000 円と記録されていることから、事業主が申立人の標準報酬月額を 14 万 2,000 円として届出を行い、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額 15 万円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 11 月 27 日から 16 年 6 月 25 日まで

申立期間のA社における給与明細書によれば、厚生年金保険料が各月1万1,543円控除されているが、この控除額に見合う標準報酬月額は17万円のはずなのに、オンライン記録では、申立期間の標準報酬月額は16万円となっている。

給与からは、17万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（17万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡している上、元役員は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 8 月 11 日  
② 平成 19 年 8 月 13 日

申立期間において、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、申立期間の標準賞与額の記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額（10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立期間①及び②に係る健康保険厚生年金保険賞与支払届を届け出していないと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月から 34 年 5 月まで  
昭和 33 年 4 月から 34 年 5 月まで A 社の下請けである B 事業所に、住み込みで勤務していた。  
B 事業所は C 町でトンネル工事をしていた会社で、自分は事務及び現場管理を行っていた。  
申立期間については、B 事業所で勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B 事業所の元同僚 (1 人) の証言により、時期は特定できないものの、申立人が B 事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、B 事業所が厚生年金保険の適用事業所となっていたのは、申立期間前の昭和 32 年 9 月 4 日から 33 年 3 月 1 日までの期間であり、その後は申立期間を含めて適用事業所としての記録が確認できない。

また、B 事業所は既に廃業している上、当時の事業主は連絡先が明らかでなく、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人が名前を覚えている元同僚 (2 人) についても、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。